

項目 10 : まちづくり協議会に対する市の支援

<事務局条文案>

市は、第6条第3項に基づき、まちづくり協議会に対して、次の各号の掲げる支援を行うものとする。

- (1) 予算の範囲内において、地区まちづくり活動に対する財政的支援をすること。
- (2) 地区まちづくり活動の担い手づくりのための人材育成を支援すること。
- (3) 地区まちづくり活動を進めるための必要な情報を提供すること。
- (4) 地区まちづくり活動の拠点となる場の充実を図ること。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（認定地域コミュニティ運営協議会への支援等）第11条

市は、認定コミュニティ運営協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は認定地域コミュニティ運営協議会が策定した地域計画の実現のために必要があると認めるときは、当該認定地域コミュニティ運営協議会に対し、技術的・人的支援その他の措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。

②松山市地域におけるまちづくり条例（認定まちづくり協議会への支援等）第11条

市は、認定まちづくり協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は認定まちづくり協議会が策定したまちづくり計画の実現のために必要があると認めるときは、当該認定まちづくり協議会に対し、技術的支援その他の措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

（財政上の措置）第7条

本市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等）第9条

本市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。

（地域自治を担う住民組織等への専門家の派遣）第10条

市長は、地域自治を担う住民組織及び地域自治を担う住民組織を結成しようとする団体の求めに応じ、地域活動の企画及び運営、地域自治を担う住民組織の結成その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの団体に対して助言を行う専門家を派遣するものとする。

（地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置）第11条

本市は、地域住民、本市に転入しようとする者及び事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。

（顕彰）第12条

市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、功績があった事業者の顕彰に努めるものとする。

④豊中市地域自治推進条例

(市の支援)第8条

市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。

- 2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。

(推進体制の整備)第12条

市は、地域自治を総合的に推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置、市の組織内の連携確保その他必要な体制を整備すること。
- (2) 地域住民としての視点を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域住民と連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること。

⑤越前市地域自治振興条例 (市の役割) 第3条

市は、第1条の目的を達成するため、市が本来果たすべき役割を重点的に担い、地区の市民等にかかわる身近な課題解決のための活動はできる限り自治振興会にゆだねることを基本として、自治振興会との間で適切に役割を分担するとともに、自治振興会に関する施策の実施に当たっては、自主性及び自立性が十分に発揮されるように配慮しなければならない。

- 2 市は、自治振興会と、共に地域社会を支える当事者として積極的に協働関係を構築しながら、地域自治を推進するものとする。
- 3 市は、地域自治の振興に関する施策の実施について、必要な財政上の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

※特になし